

## 津島市巡回バス広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、津島市広告掲載要綱（平成17年12月16日施行。以下「要綱」という。）に基づき、津島市巡回バスの車両（以下「車両」という。）を広告媒体として行う民間企業等の広告の掲載又は表示（以下「掲載等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格等)

第2条 車両に掲載等をするのできる広告は、車体広告及び車内広告とする。

2 車体広告及び車内広告の掲載等を行うのできる位置、大きさ及び枠数は、別表第1のとおりとする。

3 車体広告の掲載等は、広告の内容を表示したラッピングシート状の素材（所管課長が適当と認めたものに限る。）を車両に貼り付ける方法によるものとする。

### (広告期間)

第3条 広告は、連続する12月まで掲載等を行うことができる。ただし、市長の承認を受けて、広告の掲載等をする期間（以下「広告期間」という。）を延長することができる。

### (広告の掲載等を申し込むのできる者)

第4条 広告の掲載等を申し込むのできる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市に納付すべき市税等を滞納している者でないこと。
- (2) 市が行う調達契約において、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）又は津島市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成19年9月1日施行）に基づく排除措置を受けている者でないこと。

### (広告の掲載等の申込等)

第5条 広告の掲載等の申込は、広告の掲載等を開始しようとする日の30日前（車体広告にあっては、60日前）までに行うものとする。

2 広告掲載申込書には、広告の掲載等を行う位置、期間、広告の掲載等の作業に要する期間を記載した書類、広告の原稿その他所管課長が必要と認める書類を添付するものとする。

3 第3条ただし書の規定により広告期間の延長の承認を受けようとするときは、広告期間の末日の14日前までに、要綱第7条の規定による広告の掲載等の申込を行い、広告の掲載等をする旨の決定を受けるものとする。

### (広告の掲載等の決定の順序)

第6条 広告の掲載等の申込に当たり、広告期間内において掲載等を希望する広告の数が枠数を超えることとなる場合は、要綱第8条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる順序によるものとする。

- (1) 広告期間の長い広告の掲載等
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者が行う広告の掲載等

2 前項の規定により難しい場合は、抽選により順序を決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、車体広告の掲載等において、車両全面への広告の掲載等の申込がある場合は、車体の他の位置への広告の掲載等ができないものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料の額は、別表第2のとおりとする。

2 納付する広告掲載料は、当該年度の5月から翌年度の4月までの間における広告期間の初日の属する月から末日の属する月までの月数分とする。

3 広告掲載料の納期限は、前項に掲げる広告期間の初日の15日前とする。

(広告物の提出等)

第8条 広告の掲載等をする旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、当該決定に付された条件及び指示に従い、別に定める日までに、車内広告にあっては当該広告物を提出し、車体広告にあっては当該広告物を車両に取り付けるものとする。

2 車体広告の表示に当たっては、表示に必要な作業の期間、場所及び工程、従事者数等について、あらかじめ所管課長と協議するものとする。

(広告物の掲出等)

第9条 屋内広告に係る広告物は、広告主の負担により作成し、広告期間に合わせて市において掲出及び撤去を行うものとする。

2 車体広告に係る広告物の作成、取付け、修繕及び撤去並びに撤去した資材の処分は、広告主の負担により行うものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告主は、決定を受けた広告の掲載等の内容を変更するときは、当該変更しようとする日の30日前までに、津島市巡回バス広告掲載等変更届（様式第1）に変更後の広告の原稿その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告の掲載等の取下げ)

第11条 広告主は、広告の掲載等を中止しようとするときは、あらかじめ（車体広告にあっては、当該中止する日の14日前までに）、津島市巡回バス広告掲載等取下届（様式第2）を市長に提出するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載等ができなくなった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料を還付する場合は、納付された広告掲載料の額から広告の掲載等をした期間（この期間が1月に満たない場合は、1月とする。）に係る広告掲載料に相当する額を差し引いた額を還付する。この場合において、還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、津島市巡回バス広告掲載料還付請求書（様式第3）を市長に提出するものとする。

(原状回復の義務)

第13条 車体広告の取付け又は撤去に起因して、車両の外装等に損傷が生じたときは、広告主の負担により、車両を原状に回復させなければならない。

(休車補償)

第14条 車両の故障、事故等により広告の掲載等を行っている車両による運行を14日以上休止した場合は、日割により計算した運行を休止した日数分の広告掲載料を還付するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、車両への広告の掲載等に関し必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(津島市巡回バス車内広告掲載要領及び津島市巡回バス車体広告募集要領の廃止)

2 津島市巡回バス車内広告掲載要領（平成26年7月1日施行）及び津島市巡回バス車体広告募集要領（平成27年7月1日施行）は、廃止する。

(適用区分)

3 この要領の施行前に決定を受けた広告の掲載等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	位置	大きさ（単位ミリメートル）	枠数
車体広告	車両全面	車両側面及び後面（前面、屋根及びガラス部分を除く。）	2
	車両右面	縦950×横2,300	2
	車両左面	縦950×横1,350	2
	車両後面	縦350×横1,360	2
車内広告	窓上枠	日本産業規格B3判（縦364×横515）	10
	運転席後部枠	日本産業規格B3判（縦364×横515）	2

## 備考

- 1 広告の掲載等の位置の詳細は、別に定める。
- 2 車体広告の掲載等の枠内には、広告物を取り付けることのできない板金の切れ目、業務表示、取っ手等がある場合がある。
- 3 車内広告に係る広告物を掲出する車内広告枠の位置は、原則として、選択することができない。

別表第2（第7条関係）

区分	位置	単位	金額
車体広告	車両全面	1月、1枠につき	55,000円
	車両右面	1月、1枠につき	30,800円
	車両左面	1月、1枠につき	18,150円
	車両後面	1月、1枠につき	6,050円
車内広告	窓上枠	1月、1枠につき	2,200円
	運転席後部枠	1月、1枠につき	3,300円

様式第1（第10条関係）

津島市巡回バス広告内容変更届

年 月 日

（宛先）津島市長

住 所（所在地）

.....  
氏 名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）

.....  
連絡先 電 話 番 号.....

F A X 番 号.....

担当者氏名.....

津島市巡回バスの車両に掲載等をしている広告について、次のとおり変更したいので届け出ます。

変更事項	変更内容	変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第11条関係）

津島市巡回バス広告掲載取下届

年 月 日

（宛先）津島市長

住 所（所在地）

.....  
氏 名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）

.....  
連絡先 電 話 番 号.....

F A X 番 号.....

担当者氏名.....

津島市巡回バスの車両に掲載等をしている広告について、次のとおり掲載等を取り下げたいので届け出ます。

取下げ年月日	
取下げ理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第12条関係）

津島市巡回バス広告掲載料還付請求書

年 月 日

（宛先）津島市長

住 所（所在地）

氏 名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）

連絡先 電 話 番 号

F A X 番 号

担当者氏名

津島市巡回バス広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	年 月 日から 年 月 日まで（計 月）	
請求金額		
振込先	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種目	
	口座番号	
	（フリガナ） 口座名義	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 還付に使用できる口座は、請求者本人名義の口座に限る。